

令和6年度フードバンク活動普及推進事業に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度フードバンク活動普及推進事業を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

県内の生活困窮者等に対し県内全域で常時十分な食品を提供できる体制を整備するため、フードバンク利用者の少ない地域における食料支援体制等の実態を調査し、今後の実施課題を整理することで、県内でのフードバンク活動のさらなる普及促進を目指す。

3 募集事項

(1) 業務名

令和6年度フードバンク活動普及推進事業

(2) 業務内容

「令和6年度フードバンク活動普及推進事業仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

(4) 事業費（委託上限額）

1,020,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする。

- ・報酬 ・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・報償費 ・旅費
- ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ・会議費
- ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料） ・委託料 ・使用料及び賃借料
- ・備品購入費（単価30万円以上の備品を除く） ・負担金

5 応募資格

以下の（1）から（8）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1）委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- （2）特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益財団法人、一般社団法人、消費生活協同組合、農業協同組合又は現に県内でフードバンク活動を実施している任意団体のほか、知事が認める団体であること。又は、共同体を構成する各団体等が明確で、それぞれが上記団体に該当し、かつ、構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- （4）宮城県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- （5）宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）別表各号に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。

- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

6 スケジュール

内容	期日
企画提案募集開始	令和6年11月8日（金）
募集要領に関する質問受付期限	令和6年11月15日（金）午後5時
企画提案書の提出期限	令和6年11月21日（木）午後5時
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和6年11月22日（金）予定
選定結果の通知	令和6年11月25日（月）予定
契約締結	令和6年11月29日（金）予定

7 応募手続

業務の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

- イ 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部
- ロ 企画提案書（任意様式）：5部
- ハ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号）：1部
- ニ 参考見積書（任意様式）：1部
費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。
- ホ 令和5年度の事業報告書及び収支決算書：1部
- ヘ 定款又はこれに代わるものの写し：1部
- ト 法人の登記事項証明書（提出日において3か月以内に発行されたもの）：原本1部
- チ 役員名簿：1部
- リ 納税証明書（未納がないことの証明）：原本1部
 - ・宮城県各県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ヌ 個人情報取扱いに係る報告書（様式第5号）：1部
- ル その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

(2) 提出期限

令和6年11月21日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県保健福祉部 社会福祉課 生活自立・支援班

(4) 提出方法

郵送又は持参による。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

(5) 留意事項

- イ 企画提案は1団体1案とする。
- ロ 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。
- ハ 提出された書類は返却しない。
- ニ 提出後に、応募を取り下げる場合は、取下願（様式第3号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については、全て返却する。
- ホ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - ・前記5の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ・提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - ・参考見積額が、前記3（4）の事業費（委託上限額）を上回っているとき。
 - ・提出書類の内容に虚偽、不正又は本要領の定めに違反する記載があったとき。
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ・その他不正な行為があったとき。
- ヘ 企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

8 提案にあたっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

(1) 受付期間

令和6年11月15日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

企画提案に係る質問書（様式第4号）により、ファクシミリ又は電子メールで行う。また、ファクシミリ又は電子メール送信後に、電話により、質問先に対し、質問が到達していることを確認すること。

(3) 質問先

宮城県保健福祉部社会福祉課生活自立・支援班

電子メール : syahuks@pref.miyagi.lg.jp

ファクシミリ : 022-211-2594（送付確認用電話 : 022-211-2517）

(4) 回答方法

回答は、随時宮城県保健福祉部社会福祉課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

9 企画提案書の審査及び選定

(1) 審査方法

フードバンク活動普及推進事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案のあった企画案を比較検討し、最も優れていると認められる者を1者選定する。

審査に当たっては、下記（2）の企画提案書のプレゼンテーション審査により委員会の委員が、下記（3）の審査項目ごとに得点を付与し、各委員の得点を合計した総合得点が、満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を契約予定者として選定する。

また、最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、総合得点が最も高い者を契約予定者として選定する。

(2) 企画提案書のプレゼンテーション審査

イ 実施日

令和6年11月22日（金）

ロ 実施会場

別途周知する。

ハ 実施方法

- ・出席者は1提案について3名以内とする。
- ・1応募者当たり持ち時間は45分以内（説明30分以内、質疑応答15分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

(3) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
1 実施方針	・県内の食料支援体制の現状及び課題を十分に把握しているか。 ・本事業及び受託事業者に期待される役割を理解しているか。	20
2 事業内容	県内の食料支援需要及び食料支援実施状況の把握・調査 ・調査方法、計画は適切か。 ・調査の内容について十分理解しているか。	30
3 運営体制	・職員の人数・経歴・業務経験等に照らし、事業の効果的な実施が期待できるか。 ・社会福祉課及び事業対象地域の自治体との連携は十分であるか。	30
4 その他危機管理体制等	・個人情報及び重要情報の取扱い基準は適切なものか。 ・職員に対し個人情報及び重要情報の取扱いを周知する方策は適切なものか。 ・事業費の積算は適切か。また、事業の能率的な運営が図られているか。	20
計		100

(4) 選定結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に選定結果を書面で通知する。

(5) 選定結果の公表

選定結果については、選定された候補者の名称、参加者の名称、得点等を公表する。

ただし、選定された候補者以外は、個別の得点が特定できないよう配慮する。

10 契約の締結

(1) 仕様書

実際に委託する仕様は、企画提案内容を踏まえ、県と契約予定者との協議の上、決定することとする。

(2) 契約締結

選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

11 その他

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）により開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの不開示部分を除き、開示することがある。